

# 令和6年度かいごの理解促進事業業務 公募型プロポーザル方式実施要領

社会福祉課

## 1 目的

福島県（以下「県」という。）が令和6年度かいごの理解促進事業業務（以下「本業務」という。）において、公募型プロポーザル方式により業務委託者を公募する際の手続きについて、必要な事項を定める。

## 2 委託業務の概要

- (1) 業務名 令和6年度かいごの理解促進事業業務
- (2) 業務の内容 別紙1【業務委託仕様書】のとおり。  
なお、具体的な内容については、企画提案書の選定後に提案内容を反映して決定し、仕様書を作成する。
- (3) 履行期限 契約締結の日から令和7年1月31日（金）まで
- (4) 契約額の上限 10,740千円（消費税及び地方消費税を含む）  
※提案された企画内容を実施するために必要となる全ての経費を含む。
- (5) 実施場所 福島県内

## 3 参加資格要件

以下の要件を全て満たす者とする。

- (1) 国若しくは地方公共団体と同様の若しくは類する業務を1回以上履行した経験がある者であること。又は、本業務を円滑に実施するのに十分な実施体制が確保できると見込まれる者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者ではないこと。

ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与して

- いる者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (5) 実施要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- (6) 福島県の県税を滞納している者でないこと。
- (7) 消費税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

#### 4 質問の受付

質問については、以下により受け付ける。

- (1) 提出書類：令和6年度かいごの理解促進事業業務質問書(様式2-1)
- (2) 提出期限：令和6年3月8日(金)17時まで(必着)
- (3) 提出方法：電子メール、ファクス、郵送又は持参。  
※電子メール又はファクスで送信後、電話で着信確認をすること。
- (4) 回答方法：質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、3月12日(火)17時までに社会福祉課のホームページに掲載する。

#### 5 参加申込

プロポーザルに参加する意思のある者は、以下により必要書類を提出すること。

なお、この提出がない者の企画提案は受け付けない。

- (1) 提出書類
- ①令和6年度かいごの理解促進事業業務プロポーザル方式参加申込書(様式1-1)
- ②事業者の概要(様式1-2)
- ③行政機関からの業務受注実績書(様式1-3)
- ④会社の概要や実施業務分野が記載されたパンフレット(1部)

(2)提出期限：令和6年3月15日（金）17時まで（必着）

(3)提出方法：電子メール、ファクス、郵送又は持参

※電子メール又はファクスで送信後、電話で着信確認をすること。

(4)回答方法：参加申込書の内容及び参加資格要件の適否を確認し、その結果を令和6年3月18日（月）までに書面で通知する。

## 6 企画提案書等の提出

プロポーザルに参加する意思がある者は、5の「参加申込」を行った上で、以下により必要書類を提出すること。

(1) 提出書類：①企画提案書（記載内容等については、7(1)のとおり）

②受注後の執行体制図（様式任意）

③見積書（様式は任意とし、積算内訳が分かるものとする。）

④直近2年分の決算書又は事業報告書（収支状況が分かるもの）

(2) 提出部数：正本1部、副本（コピー）5部

(3) 提出期限：令和6年3月22日（金）17時まで（必着）

(4) 提出方法：郵送又は持参

郵送する場合の提出方法は、封筒に「企画提案書等」在中の旨を朱書きして、配達証明付書留郵便、親展により令和6年3月22日（金）17時まで、14の「書類の提出先及び問合せ先」に到達するように送付すること。なお、提出された書類等は返却しない。

※電子メール及びファクスによる提出は受け付けない。

(5) 留意事項

企画提案書等は企画提案参加表明書提出者1者につき1提案のみ受け付けるものとし、提出後の提案書等の差し替え及び撤回は認めないものとする。

(6) 企画提案が無効となる場合

次のいずれかに該当する企画提案は、これを無効とする。

ア 資格要件を満たさない者又は契約候補者を選定するまでの間に資格要件を満たさなくなった者による提案

イ 企画提案参加表明書を提出しなかった者又は企画提案参加表明書に虚偽の記載を行った者による提案

ウ 2(4)に示す契約上限額を超える提案

エ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

オ その他、企画提案に関する条件に違反した提案

## 7 企画提案書の記載内容等

### (1) 企画提案書

#### ア 様式

企画提案書の様式は任意とし、A4版で片面20ページ以内（表紙、目次を除く。）とする。

ページ番号は目次を除いて通し番号とし、各ページの下部中央に記載すること。

必要に応じてA3版の折込も可とするが、2ページとしてカウントする。

#### イ 盛り込むべき内容

別紙1「業務委託仕様書」の趣旨を踏まえ、同仕様書中「2 業務の内容」に示す項目について、審査基準である ①業務遂行能力 ②事業の有効性 ③企画力 ④独自性（自社が実施した場合のメリットなど自由に記載して良い）⑤経費 について提案すること。

#### ウ 留意事項

本業務は令和6年度かいごの理解促進事業業務委託仕様書の趣旨を踏まえ、業務仕様書の業務の範囲・内容以外に必要な事項があればそれを加味して企画提案すること。

### (2) 受注後の執行体制図

様式は任意とし、受注後の社内での業務執行体制を記載すること。

### (3) 見積書

様式は任意とするが、日付（提出日）、宛名（福島県知事）、法人住所、法人名、代表者職氏名、見積り金額（見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額）を記載すること。また、見積り内訳（大項目として「報酬」、「事務経費」、「人件費」等に分け、その積算の詳細な内訳も要）も記載すること。

### (4) 直近2年分の決算書又は事業報告書（収支状況が分かるもの）

### (5) 費用負担

企画提案書の作成等に要する費用全て提案者の負担とする。

## 8 業務委託者の選定方式

### (1) 公募型プロポーザル方式

提案された企画提案書を別途設置する「プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」）が審査を行うものとする。各参加者からの企画提案を総合的に評価し、業務委託候補者（随意契約の候補者）を選定する。

### (2) 審査基準及び配点

別紙2「審査基準」のとおり。

### (3) 評価方法

ア 書面により審査を行う（プレゼンテーションは行わない。）。

- イ 審査項目ごとに評価点を付す。
- ウ 評価基準は以下のとおりとする。

評価点		評価
20 点満点	10 点満点	
20	10	優れている
16	8	やや優れている
12	6	普通
8	4	やや劣る
4	2	劣る

エ 評価点の算出式

評価する審査委員の評価点の合計点数とする。

(4) 業務委託候補者

- ア 審査会において審査委員ごとに企画提案書の評価・採点を行い、評価点平均が50点以上で評価点の合計が最も高い者を業務委託予定者とする。その際、同評価点の企画提案者が複数あった場合は、低価格者を業務委託候補者とする。
- イ 企画提案書が1名のみであるときは、評価平均が50点以上となった場合に当該企画提案者を業務委託候補者とする。

(5) 審査結果の通知及び公表

審査結果については、審査参加者全員に対し、書面で通知を行う。

また、審査結果を社会福祉課のホームページに掲載し、業務委託候補者を公表する。

(結果の通知及び公表：令和6年3月28日以降)

9 企画提案への参加を途中で取りやめる場合の手続きについて

企画提案参加表明書を提出した者が、企画提案への参加を途中で取りやめる場合には、令和6年3月21日（木）15時までに「様式3-1 企画提案参加辞退届出書」を14の「書類の提出先及び問合せ先」に持参又は郵送の方法により提出しなければならない。

10 契約の締結について

(1) 契約締結の手続きについて

県は、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）に定める随意契約の手続きにより、契約候補者と実施内容等についての調整を行い、見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結し、契約書を取り交わすものとする。

(2) 契約保証金について

契約候補者は、契約保証金として契約額の100分の5以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。

ただし、財務規則第 229 条各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

#### 11 公正な企画提案の確保について

- (1) 企画提案参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 企画提案参加者は、企画提案に当たっては、競争を制限する目的で他の企画提案参加者と提案内容に関する相談を行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 企画提案参加者は、契約候補者の決定前に、他の企画提案参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) 企画提案参加者が連合し、又は不穏な行動をなすなどの場合において、企画提案を公正に執行することができないと認められるときは、当該企画提案参加者を企画提案に参加させない、又は企画提案の執行を延期する、若しくは取りやめることがある。

#### 12 その他

- (1) 契約者は、本業務を通じて取得した個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」に基づき、適正に行うこと。
- (2) 契約者は、本業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、業務終了後も同様とする。
- (3) 本契約の執行に際しては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）や福島県財務規則を始めとする諸規程が適用される。
- (4) 県で実施する他の関連事業との連携に考慮し、相乗的な効果の発現に努めるものとする。
- (5) 企画提案のあった規模を下回ることはできないため、実現可能な提案とすること。  
仮に委託内容を実現できない場合には、県と協議の上、それに匹敵する内容、活動に変更することが可能であるが、内容によっては委託料の減額となることがある。
- (6) 本事業の企画提案書及び企画提案協議による委託候補者は、その契約にかかる予算が可決され、4 月 1 日以降の執行が可能となったときに効力が生じる。

#### 13 スケジュール

時期	内容
令和6年2月27日（火）	プロポーザル実施要領の公表
令和6年3月8日（金） 17時	質問受付期間
令和6年3月12日（火）	質問書への回答
令和6年3月15日（金） 17時	参加表明書提出期間
令和6年3月18日（月）	参加資格確認結果の通知
令和6年3月21日（木） 15時	参加表明取消し期日
令和6年3月22日（金） 17時	企画提案書締切
令和6年3月26日（火）	プロポーザル、審査及び選定
令和6年3月28日（木）以降	選定結果通知
令和5年4月1日（月）	契約締結、業務開始

14 書類の提出先及び問合せ先

<p>福島県保健福祉部社会福祉課（担当：岸波）</p> <p>所在地 〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16（県庁西庁舎7階）</p> <p>電話番号 024-521-7322（直通）</p> <p>F A X 024-521-7917</p> <p>電子メールアドレス shakaifukushi@pref.fukushima.lg.jp</p>
--

別紙2 審査基準

審査内容		審査基準	
業務遂行能力	業務体制	法人の経営基盤や職員の配置など、事業を遂行するための体制は整っているか	10
	スケジュール	業務を円滑かつ確実に実施できるスケジュールであるか。	10
	過去に実施した類似事業	本業務と類似した業務の受注実績があるか	10
			小計
事業の有効性	目的・課題	介護人材確保対策についての課題を理解しているか	10
			小計
企画力	興味・関心	ワークショップの企画は小中学生とその保護者等が関心を示すテーマや内容が提案されているか	10
	連絡調整	広告・宣伝の実施内容は、効果性の高いものであるか。	10
	開催場所や時期	開催場所や時期は、十分な集客が見込まれる提案がされているか	10
			小計
独自性		その他の提案事項に独自性があり、事業の目的達成に当たり、より大きな効果が期待される内容か	20
			小計
経費		見積書に所要経費や算定根拠が明確に示されているか。算定金額は妥当か	10
			小計
合計評価点			100



## (契約保証金の減免)

第二百二十九条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- 一 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- 二 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- 三 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第百六十五号)第百条の三第二号の規定により財務大臣が指定する金融機関(次条第二項において「保険会社等」という。)と工事履行保証契約を締結したとき。
- 四 施行令第百六十七条の五第一項又は施行令第百六十七条の十一第二項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、契約の相手方が、当該資格を有する者であつて、過去二年間に国(予算決算及び会計令第九十九条第九号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。)、地方公共団体、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第二百四十九条第一項第二号において同じ。)、国立大学法人(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。第二百四十九条第一項第二号において同じ。))又は地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。第二百四十九条第一項第二号において同じ。))とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- 五 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が百万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- 六 一件五百万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- 七 一件五百万円未満の建設工事又は製造の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- 八 一件三百万円未満の工事(建設工事を除く。)の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- 九 工事等の請負契約の締結後に当該工事等に係る請負代金の額を変更する場合において、変更後の請負代金の額に百分の十(建設工事又は製造以外にあつては百分の五)を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手

方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

十 除染作業業務委託契約又は森林整備業務委託契約の締結後に当該業務委託に係る業務委託料を変更する場合において、変更後の業務委託料に百分の五を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

十一 応急仮設住宅撤去業務の契約締結後に当該撤去業務に係る契約金額を変更する場合において、変更後の契約金額に百分の五を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

十二 一件の契約金額が五百万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第一号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。

十三 県において公用又は公共の用に供するため財産を購入する場合において、当該契約の締結と同時に登記義務者から登記をすることについての承諾書の提出があり、かつ、当該財産の引渡しを拒絶されるおそれがないと認められるとき。

十四 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。

十五 財産を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納されるとき。

十六 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

十七 県において公用又は公共の用に供するため財産を借り入れる場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

十八 貸付契約、補償契約その他契約の性質上契約保証金を納付させることが適さない契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

## 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この

限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者（再委託先が子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下次項において同じ。）に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故

が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第 15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。

注 1 「甲」は福島県を、「乙」は受託者を指す。